

盛岡広域都市計画地区計画の決定（矢巾町決定）

盛岡広域都市計画藤沢第2地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称		藤沢第2地区地区計画		
位 置		矢巾町大字藤沢第3地割、第4地割及び第5地割の各一部		
面 積		約11.9ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR矢幅駅と国道4号の間に位置しており、岩手県立療育センター及び岩手医科大学附属病院が立地する区域であり、医療・福祉・商業等生活サービス機能や居住の集約誘導が行われている。このことから、都市的土地利用を容易にし、現在のまとまりのある市街地形態を継承するコンパクトなまちづくりに誘導するとともに、無秩序な開発を防ぎ周辺環境と調和のとれた地区の形成を図ることを目標とする。		
	土地利用に関する方針	隣接する地区との調和を図りながら、病院等の来訪者、地域住民の利便施設及びゆとりある良好な住宅等を立地する。		
	地区施設の整備の方針	安全で快適な歩行者空間の確保を図りながら、生活道路網を整備する。ゆとりある都市空間の形成、都市防災上の観点から公園を配置する。開発行為の際、公園及び宅地等に地下貯留浸透施設及び浸透柵を設置し、区域外の排水路への流出抑制施設を整備する。		
	建築物等の整備の方針	安全で潤いのある居住環境の形成を図るため、建築物の敷地は、日照、落雪、堆雪及び緑化の出来る適正な規模とする。 秩序ある街並み形成及び緑豊かな市街地環境の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 宅地として利用する区画には浸透柵を設置し、区域外の排水路への流出抑制施設を整備する。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路（幅員12m延長約178m、幅員9.5m延長約141m、幅員9.0m延長約168m、幅員9.0m延長約165m、幅員9.0m延長約137m）	
		公園	公園（1箇所 約0.19ha）	
		雨水貯留浸透施設	地下貯留浸透施設（必要に応じた規模とする）	
		調整池	調整池（必要に応じた規模とする）	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (3) カラオケボックスその他これらに類するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	165㎡	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根の色は原色を避け、極力黒系統、茶系統及び赤系統を基調とする。建築物の外壁の色は原色を避け、極力無彩色及び茶系統の色を基調とした落ち着いたものとする。 屋外広告物の意匠は、周囲の景観との調和に配慮したものとする。 地区内においては、雨水の河川等への流失を抑制するために、建築物の敷地内での雨水貯留施設及び浸透地下埋管、浸透ます、透水性舗装等の雨水浸透機能を有する施設の設置に努めるものとする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面し、かき又はさく等を設ける場合、これを生垣又は透視可能なフェンス（H=1.2m以下）とする。ただし、次に掲げる場合及び門柱はこの限りでない。 道路地盤面から高さが60cm以下のコンクリートブロック造、石造その他これに類するものと、生垣又は透視可能なフェンス等を併用する場合。	
備 考				

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」